

令和8年熊本地震に伴う

ワンストップ窓口を開設します

～皆様の生活再建をサポートします～

大津町民の皆様へ

このたびの令和8年熊本地震により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
大津町では、被災された皆様の手続きの負担を少しでも軽減するため、罹災証明書・被災証明書、災害ごみ、住宅の緊急修理などに関する受付・相談窓口を、役場1階に集約した「ワンストップ窓口」を開設します。

窓口を回っていただく必要がないよう、受付でご用件を確認し、必要な手続きをご案内します。

次ページ以降の案内チラシと併せてご確認ください。

町民の皆様の一日も早い生活再建に向け、町職員一丸となって対応してまいります。

ご不明な点やご不安なことがありましたら、遠慮なくご相談ください。

大津町長 金田 英樹

1 開設期間

ワンストップ窓口の開設期間は
令和8年8月3日(月)から

当面の間



原則として、平日の受付は

午前9時～午後5時まで

- ・水曜日は、午後7時まで受付します。
- ・8月8日(土)は、午前9時～午後5時まで臨時開設します。

※受付状況等により、開設期間や受付時間を変更する場合があります。

2 開設場所



**大津町役場
1階ロビー**

案内係を配置していますので、
まずは総合受付へ
お越しください。

3 ワンストップ窓口で受付・相談できる主な手続き

りさい
**罹災証明書の
交付申請**



住家の被害程度を証明するもので、公的支援や見舞金などの申請に必要な場合があります。

ひさい
**被災証明書の
交付申請**



家財や車両、塀などに被害があった事実を証明するもので、保険請求や勤務先、学校等への提出などに利用できます。

**災害ごみに関する
申請・相談**



地震により発生した片付けごみなどの処理について受け付けます。

※ごみの種類や量によって、手続きや持込み方法が異なります。詳しくは案内チラシをご確認ください。

**住宅の緊急修理に
関する受付・相談**



屋根や外壁など、日常生活に欠かせない部分の緊急的な修理制度について受け付けます。



ご来庁の際のお願い

- ・手続きに必要な書類は、次ページ以降の案内チラシに記載していますので、来庁前にご確認ください。
- ・建物や家財などの被害状況が分かる写真が必要で、できるだけ、写真を印刷してお持ちください。



問い合わせ先



大津町役場 防災交通課（ワンストップ窓口）

電話：096-285-5006 最新情報はホームページで随時ご確認ください



本チラシのイラスト・画像はAI技術を用いて生成されたイメージです。

地震で住まいや家財などに被害を受けた方へ



罹災証明書・被災証明書の申請を受け付けます



！申請前に、まず提出先へご確認ください

保険会社や支援制度によって、町の証明書が必要かどうかは異なります。

町の証明書が必要か、どちらの証明書が必要かを、保険会社や制度の窓口へご確認ください。

証明書を求められていない場合は、申請する必要はありません。

どちらの証明書が必要ですか？



罹災証明書

住んでいる住宅の
「被害の程度」を証明します

- 町が住宅の被害状況を確認し、「全壊」「半壊」「一部損壊」などの被害の程度を判定します。
- ・ 原則として、町が現地確認を行います。
 - ・ 軽微な被害で、写真から「一部損壊」と判断でき、その判定に同意いただける場合は、現地確認を省略できることがあります。
 - ・ 写真で判定できる場合も、確認と判定が必要なため、発行まで一定の時間がかかります。



被害状況が分かる写真をお持ちいただくと、手続きがスムーズです。



被災証明書

家財、車、塀などが
「被害を受けた事実」を証明します

家財、電化製品、車、塀などが対象です。

- ・ 被害の程度は判定しません。
- ・ 町による現地確認は行いません。
- ・ 窓口申請の場合、写真で被害を確認できれば、原則として即日発行します。



写真がない場合や、写真で被害を確認できない場合は、原則として発行できません。

お持ちいただくもの



本人確認書類



被害状況が
分かる写真



代理人が申請する
場合は委任状

オンライン申請も利用できます

8月4日（火）午後1時から受付開始

罹災証明書・被災証明書の申請ができます。

オンライン申請には、マイナンバーカードが必要です。

- ※ オンラインで行うことができるのは申請手続きのみです。
- ※ 罹災証明書は、申請後に写真の確認や現地確認、被害の判定を行います。
- ※ 郵送での受け取りは、証明書の到着まで一定の時間がかかります。

申請に必要な写真の事例

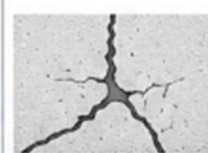
① 建物や被害を受けた物の全体



② 被害箇所の位置が分かる写真



③ ひび割れや破損箇所の拡大写真



写真は、できるだけ印刷してお持ちください。印刷が難しい場合は、スマートフォンなどの画面でも確認できます。

罹災証明・被災証明
に関する問い合わせ先

大津町役場 防災交通課



096-285-5006

令和8年熊本地震に伴う災害ごみの処分について

地震で壊れた家財などの

処分手数料を免除します

家庭から出る災害ごみを処理施設へ持ち込む際の
処分手数料を免除します。



**家具・家電製品・瓦などを処分する場合は
持ち込む前に役場で受付が必要です**

免除許可証を提示すると
**処分手数料が
免除になります**



片付ける前に、被害状況と処分するものの写真を撮り、
役場の窓口へお越しください。
役場で、免除許可証と分別方法・持ち込み先の案内をお渡しします。
※申請期限は令和8年8月31日（月）までです。

※免除許可証がない場合は、
処分手数料を免除できません。
※業者による修理・解体工事で出た廃材や、
処理施設で受け入れできない危険物などは
対象外です。

役場にお持ちいただくもの

①

被害状況が
分かる写真



②

処分するものの
種類や量が
分かる写真



③

本人確認書類

(運転免許証、マイナンバーカード、
資格確認書など)



写真はできるだけ印刷し
てお持ちください。難し
い場合はスマートフォン
などの画面でも確認でき
ます。

手続きから持ち込みまでの流れ

①

片付ける前に
写真を撮る

被害を受けた場所の全体、
壊れた家財、処分する
ものの種類や量が分かる
写真を撮ってください。



②

役場の窓口で
受付

災害ごみの処分手数料
免除申請を行います。



③

免除許可証を受け取る

免除許可証を受け取り、
分別方法と持ち込み先を
確認してください。



④

分別して指定
施設へ持ち込む

役場の案内に従って分別し、
指定された処理施設へ直接
持ち込んでください。

※処理施設の受付で、免除許可証
を必ず提出してください。

※分別されていないものや対象外
のものは、受け入れできません。



**少量のごみに
ついて**

可燃ごみや、陶器類、ガラス
製品、小型家電など、通常収
集しているものは、指定のご
み袋に入れて、通常の指定の
日に出すことができます。

この場合、役場での手続きは必要ありませんが、
通常どおり指定袋の購入費用がかかります。

※指定袋に入らない家具、家電製品、瓦などは、この取扱いの対象ではあ
りません。処分する場合は、先に役場で手続きをしてください。

通常収集している品目に限り、
合計**44kg以下**の災害ごみは、
役場で手続きをせずに**無料で直接持ち込む**こともできます。

不燃ごみ

(陶器類、ガラス製品、
小型家電など)

環境美化センター
所在地：大津町大津115番地
電話：096-293-1222

可燃ごみ

クリーンの森合志
所在地：合志市幾久富460番地
電話：096-248-0330

災害ごみに関する
問い合わせ先

大津町役場 環境保全課

☎ 096-293-3113

災害ごみの対象、必要な手続き、分別方法、持ち込み先などについてお問い合わせください。

住宅の被害拡大を防ぐための緊急修理制度があります (屋根、外壁、建具等へのブルーシート張りなど)

制度の対象と支援内容

※現金を支給する制度ではありません



対象となる住宅と世帯

住家が「**準半壊以上（相当）**」の**損傷**を受け、放置すると被害拡大の恐れがある世帯が対象です。

1世帯あたり

56,400 (税込) 円以内

※56,400 円を超える費用は本人負担となります。



【申込期限について】

申込期限は現在のところ未定のため、決まり次第お知らせします。被災後、早期に行う事業であるため、**申込期間は長くない**ことが予想されます。**早めの申請**をお願いします。



支援内容

資材費（ブルーシート、ロープ、土のう）や、修理業者への労務費が含まれます。

対象となる修理箇所

屋根、外壁、建具（窓・玄関）など、**雨漏りや風雨の侵入を防ぐために必要な部分**。

申請の流れと実施方法



窓口相談と写真撮影

被害状況がわかる写真が必要です。できるだけ印刷してご持参の上、窓口で相談してください。

※修理業者と契約を行う前にご相談ください



町が建設業者へ依頼



迅速な完了

二次被害を防ぐため、迅速に完了させる必要があります。

申請時に必要な写真の事例



※建物全体の写真と被害箇所部分を撮影して下さい。

対象となる被害について

屋根・外壁、建具（窓・玄関）に貫通等の損傷があり、雨が降った場合、雨水の浸水が免れない場合等が対象です。



悪質商法に注意！

「火災保険で無料」などの言葉を巧みに使う業者に注意し、契約前に自治体へ相談してください。

【緊急修理に関する問い合わせ先】

大津町役場 都市計画課 建築係

☎ 096-293-4011